

いどうしえんじぎょう りょう みなさま 移動支援事業を利用される皆様へ

1 移動支援事業とは？

しゃかいせいかつじょうひつようふん かけつ がいしゅつおよ よ かかつどうなど しゃかいさんか もくてき がいしゅつじ いどう
社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加を目的とした外出時の移動
しえん
を支援します。

2 対象となる移動

- (1) びょういん しんりょうじょうどう じゅしん いどう ていきじゅしん のぞ
病院、診療所等での受診のための移動（定期受診は除きます。）
- (2) かんこうしょ きんゆうきかん しょてつづき いどう
官公署・金融機関における諸手続きのための移動
- (3) かんこんそうさい いどう
冠婚葬祭のための移動
- (4) よ かかつどうとうしゃかいさんか いどう ていきてきさんか のぞ
余暇活動等社会参加のための移動（定期的参加は除きます。）
- (5) つうしょ つうがく いどう
通所、通学のための移動

た しえん え じょうきょう ほごしゃ しつべい しょうがい かんこんそうさいとう
（他の支援が得られない状況であって、保護者の疾病・障害、冠婚葬祭等

しゃかいてき え じゅう つ そ ばあい にち かい
社会的にやむを得ない事由により付き添うことができない場合、1日2回までとし
ます。）

3 対象とならない移動

- (1) つうきん えいぎょうかつどう けいざいかつどう いどう
通勤、営業活動、経済活動のための移動
- (2) しゅうきょうかつどう とくてい しそうるふ せいじかつどう こうじりょうぞく はん もくてき ばしょ いどう
宗教活動や特定の思想流布、政治活動、公序良俗に反する目的・場所への移動
- (3) びょういん ていきじゅしん いどう つういんとうかいじょ たいおう
病院への定期受診のための移動（通院等介助で対応できるため）

※ 「社会生活上必要不可欠であるかどうか」「社会参加の促進のために必要かどうか」と

いう観点から判断して利用してください。

といあわ さき
【問合せ先】

あいらしやくしょ ちょうじゅ しょうがいふくしか しょうがいしゃふくしがかり
始良市役所 長寿・障害福祉課 障害者福祉係 TEL：0995-55-8140

<Q&A>

Q1. 複数の目的地がある場合、1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

A. 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。ただし、一連の外出の中で、一箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれている場合は、当該移動支援全体が算定対象となりません。

Q2. 余暇活動として、定期的にある習い事は利用の対象となりますか。

A. 通年かつ長期的な利用は対象外となります。

※ 通年とは1年を通じて定期的なもの、長期とは概ね3か月を超えるものとします。

Q3. 営業活動、経済活動とはどのようなものですか。

A. 収入を得ることを目的とする活動です。

Q4. 買い物支援はどのようなものが利用対象となりますか。

A. 店舗内では、生活訓練及びリハビリ等のための買い物同行及び商品の選定が困難な障害者に対する買い物同行が必要な方は対象となります。

Q5. 散歩は利用対象となりますか。

A. 近所の公園等目的地を定めた外出であれば、散歩、散策等も対象となります。ただし、移動支援は、あらかじめ目的地や時間を計画した上で利用するものですので、目的地を定めない散歩や散策は対象となりません。

Q6. ドライブは利用対象となりますか。

A. 目的地での活動がない（ただ車に乗って走るだけ）ドライブは利用対象とはなりません。